

岡山大学オープンラボラトリー規程

〔平成16年4月1日
岡大規程第46号〕

改正 平成21年 9月 1日規程第48号

平成22年 3月31日規程第28号

平成22年 6月 3日規程第62号

平成22年12月28日規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学におけるスペースの有効活用に関する規則(平成22年岡大規則第6号。以下「規則」という。)第6条第6項の規定に基づき、オープンラボラトリー(以下「オープンラボ」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 オープンラボは、全学的プロジェクトとして実施する教育研究活動その他のプロジェクト的教育研究活動等に対し、利用期間を定めてスペースを提供することにより、岡山大学の教育研究活動を戦略的に推進することを目的とする。

(名称及び設置場所)

第3条 オープンラボの名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(利用の基準)

第4条 オープンラボは、次の各号のいずれかに掲げる教育研究活動等を行う場合に利用できるものとする。

- 一 全学的プロジェクトとして実施する教育研究活動
- 二 学外の組織と共同して行われるプロジェクト的教育研究活動
- 三 個別に行われるプロジェクト的教育研究活動
- 四 その他全学的見地から研究・学術担当理事が特に必要と認めたもの

(利用の許可)

第5条 オープンラボを利用しようとする者は、研究・学術担当理事の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第6条 オープンラボを利用できる期間は、3年を超えない範囲内で、研究・学術担当理事が決定する。

- 2 教育研究上特に必要があると認められる場合は、研究・学術担当理事の許可を受けて、1回に限り、2年を限度として利用期間を延長することができる。
- 3 教育研究活動等の性質、その他の事情により前2項の規定によりがたい場合は、研究・学術担当理事は、学長と協議の上、別途個別に利用期間を定めることができる。

(学外者の利用)

第7条 オープンラボを利用しようとする者が学外者の場合、前2条の規定は適用せず、「国立大学法人岡山大学固定資産管理規程」(平成16年岡大規程第30号)等に基づ

き，貸付許可を受けて利用するものとする。

(事務)

第8条 オープンラボに関する事務は，研究推進産学官連携機構の協力を得て研究交流部研究交流企画課において行う。

(雑則)

第9条 規則及びこの規程に定めるもののほか，オープンラボの利用に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際，現にオープンラボの利用の許可を受けている者は，この規程により利用の許可を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は，平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第6条の規定により受けている利用（利用期間の延長を含む。）の許可は，改正後の第6条（利用期間の延長の場合にあっては，改正後の第7条第2項）の規定により受けた許可とみなす。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年6月3日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成23年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	設 置 場 所
オープンラボラトリーA	文化科学系総合研究棟 4階
オープンラボラトリーB	理学部1号館 3階
オープンラボラトリーC	津島総合研究棟 6階
オープンラボラトリーD	鹿田総合教育研究棟 1，2階
オープンラボラトリーE	旧工学部21号館 1，2階